

障がい者の公共施設使用料の免除について

障がい者の社会参加促進を図るため、障がいをお持ちの方が公共施設を使用する際の使用料の免除を行っています。

個人利用の場合

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※次の障がい者の場合は、介護のために同伴する方も使用料が免除になります。

(1人の障がい者に対し1人のみ)

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がいの程度が第1種の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、その障がいの程度が1級の方

団体利用の場合

使用する方（免除対象介護者を除く）の半数以上が免除対象の障がい者（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）である場合

個人利用の場合

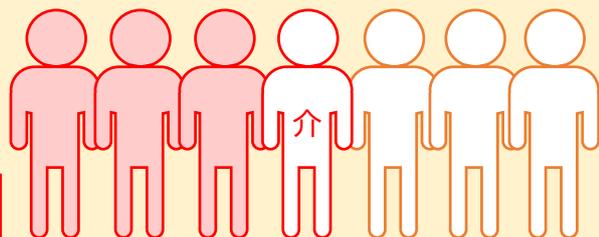


- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者



- ・身体障害者手帳第1種所持者の介護者
 - ・療育手帳所持者の介護者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者の介護者
- ※手帳所持者1人につき介護者1人のみ

団体利用の場合



団体の半数以上が手帳所持者
(免除対象介護者を除く)

- ※ 利用を希望する施設の窓口にお申し出ください。
- ※ 手帳の提示方法や申込方法については施設の指示に従ってください。

お問い合わせ

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市障がい福祉課 (平日8:30~17:15)
TEL 024-924-2381
FAX 024-933-2290
Mail shougai Fukushi@city.koriyama.lg.jp

